

<h1>高知県公報</h1>	発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号
	発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	
規 則	ページ
◎高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則	1
◎高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則	10
◎高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則	10
訓 令	
◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令	10
告 示	
○保安林の皆伐面積の限度 (治山林道課)	11
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程	12
◎高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程	12

規 則

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則をここに公布する。
平成28年9月1日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第58号
高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則
(趣旨)

- 第1条** この規則は、高知県夢・志チャレンジ基金条例（平成28年高知県条例第9号。以下「条例」という。）の規定に基づき、育英資金（条例第1条に規定する育英資金をいう。以下同じ。）の給付その他条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(育英資金の給付の時期等)
- 第2条** 育英資金のうち入学一時金は、奨学生（条例第5条第1項に規定する奨学生をいう。以下同じ。）が大学（同項に規定する大学をいう。以下同じ。）に入学した年の6月に給付するものとする。
- 2 育英資金のうち奨学金の給付は、年4回とし、6月、9月、12月及び3月に給付するものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 前2項の育英資金の給付を受けようとする奨学生は、6月10

日、9月10日、12月10日及び3月10日までに、別記第1号様式による育英資金請求書に大学の在学証明書（当該請求月の初日における在学を証明するものに限る。）を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (奨学生の申請手続)
- 第3条** 条例第6条第1項の奨学生の決定を受けようとする者は、別記第2号様式による奨学生資格申請書に次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。
- (1) 県内の高等学校の在学証明書
 - (2) 世帯全員の住民票の写し
 - (3) 保護者等（第3項に規定する保護者等をいう。以下この号において同じ。）（保護者等が2人以上いるときにあっては、その全員）の市町村民税の所得割の額を明らかにすることができる市町村長の課税証明書等
 - (4) 大学入試センター試験（独立行政法人大学入試センター法（平成11年法律第166号）第13条第1項第1号の試験をいう。以下「センター試験」という。）を受験するための志願票（検定料受付証明書を含む。）の写し（センター試験に係る成績通知を希望したことを確認することができるものに限る。）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類
- 2 知事は、前項に規定する書類を受理した場合において、当該申請をした者が条例第6条第1項各号に掲げる要件のいずれかを備えていないことが判明したときは、別記第3号様式による奨学生資格要件不具備通知書により速やかに当該申請をした者に通知するものとする。
- 3 条例第6条第1項第1号の保護者は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に規定する保護者等とする。
- 第4条** 条例第6条第2項の規定による申請をした者（前条第2項の通知を受けた者を除く。）は、別記第4号様式によるセンター試験自己採点結果申告書をセンター試験を受験した日から7日以内に、別記第5号様式によるセンター試験結果等届出書を4月末日までにそれぞれ知事に提出しなければならない。
- 2 前項のセンター試験結果等届出書には、入学した大学の在学証明書及びセンター試験に係る成績通知書を添えなければならない。
- 3 第1項に規定する書類の提出の期限によることが困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、知事が別に期限を定めるものとする。
(奨学生の決定等の通知)
- 第5条** 知事は、前条第1項及び第2項に規定する書類を提出し

た者について、別に定める方法により選考の上、奨学生として決定した者については別記第6号様式による奨学生資格承認決定通知書により、奨学生として決定しなかった者については別記第7号様式による奨学生資格不承認決定通知書により、速やかにその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

- (毎年度の報告手続)
- 第6条** 条例第7条第1項の規定による知事への報告は、別記第8号様式による修学状況報告書により前年度における大学での修学状況について大学の成績証明書を添えて4月末日までにしなければならない。ただし、育英資金の給付期間の最終年度にあっては、当該年度における大学での修学状況について3月末日までにしなければならない。
(変更等の届出手続等)
- 第7条** 条例第7条第2項の規定による知事への届出は、次の各号のいずれかに該当した場合において、別記第9号様式による変更等届出書によりしなければならない。
- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 大学を休学しようとするとき。
 - (3) 大学から停学の処分を受けたとき。
 - (4) 大学を長期にわたって欠席しようとするとき。
 - (5) 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められるとき。
 - (6) 大学を退学しようとするとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、条例第7条第1項の規定により報告した事項に変更が生じたとき。
- 2 知事は、前項の届出があった場合において、当該届出の内容等を確認する必要があると認めるときは、住民票の写しその他必要な書類の添付を求めることができる。
- 3 奨学生は、育英資金の給付を辞退しようとするときは、別記第10号様式による育英資金給付辞退届を知事に提出しなければならない。
(奨学生の資格の取消しの通知)
- 第8条** 知事は、条例第8条第1項の規定に基づき奨学生の資格を取り消したときは、別記第11号様式による奨学生資格取消し通知書により直ちに当該奨学生に通知するものとする。
(育英資金の給付の取消しの通知)
- 第9条** 知事は、条例第9条の規定に基づき育英資金の給付を取り消したときは、別記第12号様式による育英資金給付取消し通知書により直ちに当該奨学生に通知するものとする。
(育英資金の返還の猶予の手続)
- 第10条** 条例第10条第1項の規定に基づき育英資金の返還の猶予を受けようとする奨学生は、別記第13号様式による育英資金返還猶予承認申請書を前条の通知を受けた日から10日以内に知事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の育英資金返還猶予承認申請書を受理した場合

において、育英資金の返還の猶予を承認したときは、別記第14号様式による育英資金返還猶予承認通知書により速やかに当該奨学生に通知するものとする。ただし、当該育英資金の返還を猶予することができる期間は、前項の規定による申請を受理した日から3年を超えることができない。

（育英資金の分割返還の申請等）

第11条 条例第10条第2項の規定に基づき育英資金の返還の分割納付をしようとする奨学生は、別記第15号様式による育英資金返還分割納付承認申請書を前条第2項の育英資金返還猶予承認通知書を受け取った日から10日以内に知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の育英資金返還分割納付承認申請書を受理した場合において、育英資金の返還の分割納付を承認したときは、別記第16号様式による育英資金分割納付承認通知書により速やかに当該奨学生に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた奨学生は、前条第2項の通知により育英資金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式により当該育英資金を返還しなければならない。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

4 育英資金の返還の分割納付に伴う利息は、これを付さないものとする。

（延滞利子）

第12条 条例第11条第1項の規定により延滞利子を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞利子の額に100円未満の端数があるとき又は延滞利子の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

2 条例第11条第3項の規定に基づき延滞利子を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）災害等の理由により返還すべき日までに育英資金を返還することができなかつたとき。

（2）前号に掲げる場合のほか、返還すべき日までに育英資金を返還することができなかつたことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

（3）前2号に掲げる場合のほか、知事が特に必要があると認めるとき。

3 条例第11条第3項の規定に基づく延滞利子の減額又は免除は、知事が特に認めるときを除き、延滞利子の減額又は免除を受けようとする奨学生（当該債務を相続した者を含む。）からの申請により行うものとする。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、育英資金の給付その他条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ④
電話番号

育英資金請求書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第5条第1項の規定により育英資金の給付を受けたいので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第2条第3項の規定により次のとおり関係書類を添えて請求します。

在学する大学	名称		
	学部、学科等		
請求額	円		
	（内訳） 入学一時金： 円 奨学金： 円（ 年 月～ 年 月分）		
育英資金の振込先	<input type="checkbox"/> 前回と同じ	金融機関名及び支店名	
		預金種別及び口座番号	普通 ・ 当座
		フリガナ	
		口座名義	

注 1 「育英資金の振込先」欄は、前回請求時から変更がない場合は、□内にㄥ印を付けてください。この場合は、振込先を記入する必要はありません。

2 高知県夢・志チャレンジ基金条例第8条第2項の規定に基づき育英資金の給付を一時停止された期間については、育英資金は給付されませんので、その期間についての請求はできません。

3 この請求書には、大学の在学証明書（この請求書を提出する月の初日における在学を証明するものに限り、）を添えてください。

4 この請求書は、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第2条第3項に規定する期限までに提出してください。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名
生年月日
電話番号

㊟

奨学生資格申請書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第6条第1項の奨学生の決定を受けたいので、同条第2項及び高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第3条第1項の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

在学する 高等学校	名称	
	学科等	
	卒業予定年月日	年 月 日
保護者	住所	郵便番号
	氏名	
	電話番号	
入学を希望する国 公立大学 及び学部、学科 等	第一志望	
	第二志望	
	第三志望	
個人情報の 提供の 同意	<input type="checkbox"/> 奨学生の決定を受けた場合は、氏名、入学した国公立大学及び学部、学科等並びに修学状況報告書（別記第8号様式）の記載事項（住所、電話番号及びメールアドレスを除きます。）について、事業の円滑な執行のため必要な範囲で提供されることに同意します。	

- 注 1 「入学を希望する国公立大学及び学部、学科等」欄は、未定のときは、「第一志望」欄に「未定」と記入してください。また、記入した場合にも、必ずしもその国公立大学及び学部、学科等に入学する必要はありません。
- 2 この申請書には、次に掲げる書類を添えてください（申請時に添付することができない場合は、後日に提出することができる場合があります。）。
- (1) 県内の高等学校の在学証明書
 - (2) 世帯全員の住民票の写し（市町村から交付されたものの原本）
 - (3) 保護者等（保護者等が2人以上いるときは、その全員）の市町村民税の所得割の額を明らかにすることができる市町村長の課税証明書等
 - (4) 大学入試センター試験を受験するための志願票（検定料受付証明書を含みます。）の写し（当該試験に係る成績通知を希望したことを確認することができるものに限り。）
- 3 「個人情報の提供の同意」欄を確認の上（「事業の円滑な執行のため必要な範囲で提供される」とは、例えば高知県夢・志チャレンジ基金の原資となった寄附金の寄附者に対して提供されることをいいます。）、□内にㄥ印を付けてください。

第3号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事

㊟

奨学生資格要件不具備通知書

年 月 日付けで申請がありましたことについては、下記の理由により高知県夢・志チャレンジ基金条例第6条第1項各号に掲げる全ての要件を備えていると認められませんので、あなたを選考対象としないことを通知します。

記

要件のいずれかを備えていないとした理由

第4号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名 ㊟
電話番号

センター試験自己採点結果申告書

大学入試センター試験の自己採点結果について、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第4条第1項及び第3項の規定により次のとおり申告します。

教科	得点
国語	点
数学①	点
数学②	点
外国語(筆記) (選択言語:)	点
外国語(リスニング)	点

- 注 1 外国語(リスニング)の自己採点結果については、外国語で英語を選択した場合にのみ記入してください。
- 2 数学については、必ず「数学Ⅰ・数学A」及び「数学Ⅱ・数学B」を選択することとし、「数学①」欄は「数学Ⅰ・数学A」の、「数学②」欄は「数学Ⅱ・数学B」の自己採点結果を記入してください。
- 3 この申告書は、知事が別に期限を定めたときを除き、大学入試センター試験を受験した日から7日以内に提出してください。

第5号様式 (第4条関係)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 郵便番号
住所
氏名 ㊟
電話番号
メールアドレス

センター試験結果等届出書

高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第4条の規定により、大学入試センター試験の採点結果等について次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

入学した国公立大学	名称		
	学部、学科等		
大学入試センター試験の採点結果	国語		点
	数学①		点
	数学②		点
	外国語(筆記) (選択言語:)		点
	外国語(リスニング)		点

- 注 1 外国語(リスニング)の採点結果については、外国語で英語を選択した場合にのみ記入してください。
- 2 「大学入試センター試験の採点結果」の「数学①」欄は「数学Ⅰ・数学A」の、「大学入試センター試験の採点結果」の「数学②」欄は「数学Ⅱ・数学B」の採点結果を記入してください。
- 3 この届出書には、入学した大学の在学証明書及び大学入試センター試験に係る成績通知書を添えてください。
- 4 この届出書は、知事が別に期限を定めたときを除き、4月末日までに提出してください。

第6号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



奨学生資格承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました奨学生の資格については、選考の結果、高知県夢・志チャレンジ基金条例第6条第1項の奨学生としての決定をしましたので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第5条の規定により通知します。

第7号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



奨学生資格不承認決定通知書

年 月 日付けで申請がありました奨学生の資格については、選考の結果、高知県夢・志チャレンジ基金条例第6条第1項の奨学生としての決定ができなかったため、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第5条の規定により通知します。

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ㊟
電話番号
メールアドレス

修学状況報告書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第7条第1項及び高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第6条の規定により、前年度における大学での修学状況について次のとおり関係書類を添えて報告します。

在学する国立大学	名称	
	学部、学科等	
大学を休学し、停学の処分を受け、又は長期にわたって欠席した場合は、その期間		種別（ ） 期間（ 年 月 日～ 年 月 日）
その他報告事項		

- 注 1 「その他報告事項」欄は、勉学及び生活の状況のほか、将来の抱負、就職の内定状況等について、できるだけ詳しく記入してください。
- 2 この報告書には、この報告書を提出する日の前年度（育英資金の給付期間の最終年度は、当該年度）の大学の成績証明書を添えてください。
- 3 この報告書は、4月末日（育英資金の給付期間の最終年度は、3月末日）までに提出してください。

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ㊟
電話番号
メールアドレス

変更等届出書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第7条第2項並びに高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第7条第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更等事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 氏名を変更した。 2 住所を変更した。 3 大学を休学することにした。 4 大学から停学の処分を受けた。 5 大学を長期にわたって欠席することにした。 6 心身の故障のため大学を卒業する見込みがなくなったと認められる。 7 大学を退学することにした。 8 修学状況報告書で報告した大学における修学状況について変更があった。
事実発生年月日	年 月 日
変更内容等	

- 注 1 「変更等事項」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 2 「変更内容等」欄は、変更前及び変更後の内容、当該事実が生じた理由、休学の予定期間等について詳しく記入してください。
- 3 この届出書の提出に当たっては、届出の内容に応じて、住民票の写し（市町村から交付されたものの原本）その他届出の事実を確認することができる書類の添付を求められることがあります。

第10号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 ㊟
電話番号

育英資金給付辞退届

下記の理由により育英資金の給付を辞退しますので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第7条第3項の規定により届け出ます。

記

辞退の理由

第11号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 ㊟

奨学生資格取消し通知書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第8条第1項の規定に基づき下記の理由により奨学生の資格を取り消しましたので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第8条の規定により通知します。

記

取消し理由

第12号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



育英資金給付取消し通知書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第9条の規定に基づき下記のとおり育英資金の給付を取り消しましたので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第9条の規定により通知します。

なお、既に給付を受けた育英資金については、同条例第10条第1項の規定によりその全額を県に返還しなければなりません。

記

- 1 育英資金の給付を取り消した理由

- 2 返還が必要な育英資金の額（既に給付した育英資金の額）
円

- 3 育英資金の返還期日
年 月 日

第13号様式（第10条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所

氏名



電話番号

育英資金返還猶予承認申請書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第10条第1項の規定に基づき下記のとおり育英資金の返還の猶予の承認を受けたいので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第10条第1項の規定により申請します。

記

- 1 給付を受けた育英資金の額
円

- 2 通知を受けた育英資金の返還期日
年 月 日

- 3 猶予の承認を希望する育英資金の返還期日
年 月 日

- 4 育英資金の返還の猶予の承認を申請する理由

- 注 1 育英資金の返還を猶予することができる期間は、この申請書が受理された日から3年を超えることはできません。
- 2 この申請書は、育英資金の給付の取消しの通知を受けた日から10日以内に提出してください。

第14号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

育英資金返還猶予承認通知書

年 月 日付で申請がありました育英資金の返還の猶予については、高知県夢・志チャレンジ基金条例第10条第1項の規定に基づき下記のとおり承認しましたので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第10条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返還が必要な育英資金の額
円
- 2 通知している育英資金の返還期日
年 月 日
- 3 猶予の承認後の育英資金の返還期日
年 月 日

第15号様式（第11条関係）

年 月 日

高知県知事 様

奨学生 住所
氏名 印
電話番号

育英資金返還分割納付承認申請書

高知県夢・志チャレンジ基金条例第10条第2項の規定に基づき下記のとおり育英資金の分割返還の承認を受けたいので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第11条第1項の規定により申請します。

記

- 1 給付を受けた育英資金の額
円
- 2 猶予の承認後の育英資金の返還期日
年 月 日
- 3 育英資金の返還の分割納付をする予定回数
回
- 4 育英資金の分割返還の承認を申請する理由

注 1 育英資金の返還の分割納付は、育英資金の返還を猶予された期間内に、半年賦の均等払方式によりしなければなりません。ただし、繰上返還をすることはできません。

2 この申請書は、育英資金の返還の猶予が承認された通知を受けた日から10日以内に提出してください。

第16号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

高知県知事



育英資金分割納付承認通知書

年 月 日付で申請がありました育英資金の返還の分割納付については、高知県夢・志チャレンジ基金条例第10条第2項の規定に基づき下記のとおり承認しましたので、高知県夢・志チャレンジ基金条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

- 1 返還が必要な育英資金の額
円
- 2 猶予の承認後の育英資金の返還期日
年 月 日
- 3 育英資金の返還の分割納付の方法

納付額	納付期限
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日
円	年 月 日

高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第59号

高知県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

高知県屋外広告物条例施行規則（平成8年高知県規則第81号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「6箇月」を「6月」に、「決定」を「裁決」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第60号

高知県特定調達契約事務取扱規則の一部を改正する規則

高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第6号

本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号を次のように改める。

（2）生活習慣病健康診断（がん検診）

第24条第1項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) ストレスチェック

第27条に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項第5号に掲げるストレスチェック（以下「ストレスチェック」という。）については、この限りでない。

第28条中「健康診断」を「健康診断（ストレスチェックを除く。次条において同じ。）」に改める。

第30条に次のただし書を加える。

ただし、ストレスチェックにあつては、当該検査を受けた職員の同意を得て、当該職員の検査の結果の提供を受けたときに限る。

第31条第1項中「生活習慣病健康診断」を「生活習慣病健康診断（がん検診）及びストレスチェック」に改める。

第34条に次の1項を加える。

2 第25条の規定によりストレスチェックを担当する医師及びその補助者は、あらかじめ当該検査を受けた職員の同意を得ないで、当該職員の検査の結果を第三者に提供してはならない。

第34条の次に次の1条を加える。

（不利益な取扱いの禁止）

第34条の2 所属長は、職員がストレスチェックを受検しないこと、前条第2項の同意をしないこと等を理由として、当該職員に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

告 示

高知県告示第463号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、平成28年度第3次において許可する保安林の皆伐面積の限度を次のとおり定める。

平成28年9月1日

高知県知事 尾崎 正直

保安林の皆伐面積の限度

1 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	水源かん養保安林	土砂流出防備保安林
1 室戸地	室戸市 東洋町	26.74	476.34

区			
2 奈半利川	奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村	749.02	181.37
3 安芸川	安芸市 芸西村	282.46	178.10
4 夜須川	香南市	4.06	2.48
5 物部川	高知市の一部 南国市の一部 香美市の一部	765.34	106.47
6 吉野川上流	南国市の一部 香美市の一部 本山町 大豊町 土佐町 大川村	1,442.99	77.34
7 鏡川	高知市の一部	163.98	8.94
8 本川地区	いの町の一部	589.21	20.28
9 仁淀川	高知市の一部 土佐市 いの町の一部 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	588.39	122.93
10 新莊川	須崎市 中土佐町の一部 津野町の一部	105.01	122.28
11 四万十川上流	中土佐町の一部 禰原町 津野町の一部 四万十町の一部	1,492.60	194.75
12 伊与喜川	黒潮町の一部	43.66	48.64
13 四万十川	宿毛市の一部 四万十市 四万	1,328.42	371.19

	十町の一部 三原村の一部		
14 大方地区	黒潮町の一部	76.02	79.30
15 松田川	宿毛市の一部	115.79	173.12
16 下ノ加江川	土佐清水市のうち下ノ加江 三原村の一部	42.27	38.68
17 土佐清水地区	土佐清水市（下ノ加江を除く。） 大月町	195.34	159.90
計		8,011.30	2,362.11

2 干害防備保安林

（単位 ヘクタール）

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	干害防備保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	6.44
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	0.00
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	9.14
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	1.16
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 禰原町 津野町 四万十町	10.66
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	6.78

計	34.18
---	-------

3 保健保安林

(単位 ヘクタール)

同一の単位	皆伐面積の限度を定める森林又はその集団の所在地	保健保安林
1 安芸林業事務所管内	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	39.90
2 中央東林業事務所管内	高知市 南国市 香南市 香美市	3.38
3 中央東林業事務所嶺北林業振興事務所管内	本山町 大豊町 土佐町 大川村	47.76
4 中央西林業事務所管内	土佐市 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	21.96
5 須崎林業事務所管内	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町	3.90
6 幡多林業事務所管内	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町	0.00
計		116.90

公営企業局管理規程

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月1日

高知県公営企業局長 井奥 和男

高知県公営企業局管理規程第9号

高知県公営企業局電気事業保安規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局電気事業保安規程（昭和61年高知県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法第43条第1項」を「法第43条第1項及び第2項」に改める。

別表第2中「（野市風力発電所）」を削る。

附 則

この規程は、平成28年9月12日から施行する。

~~~~~  
 高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年9月1日

高知県公営企業局長 井奥 和男

**高知県公営企業局管理規程第10号**

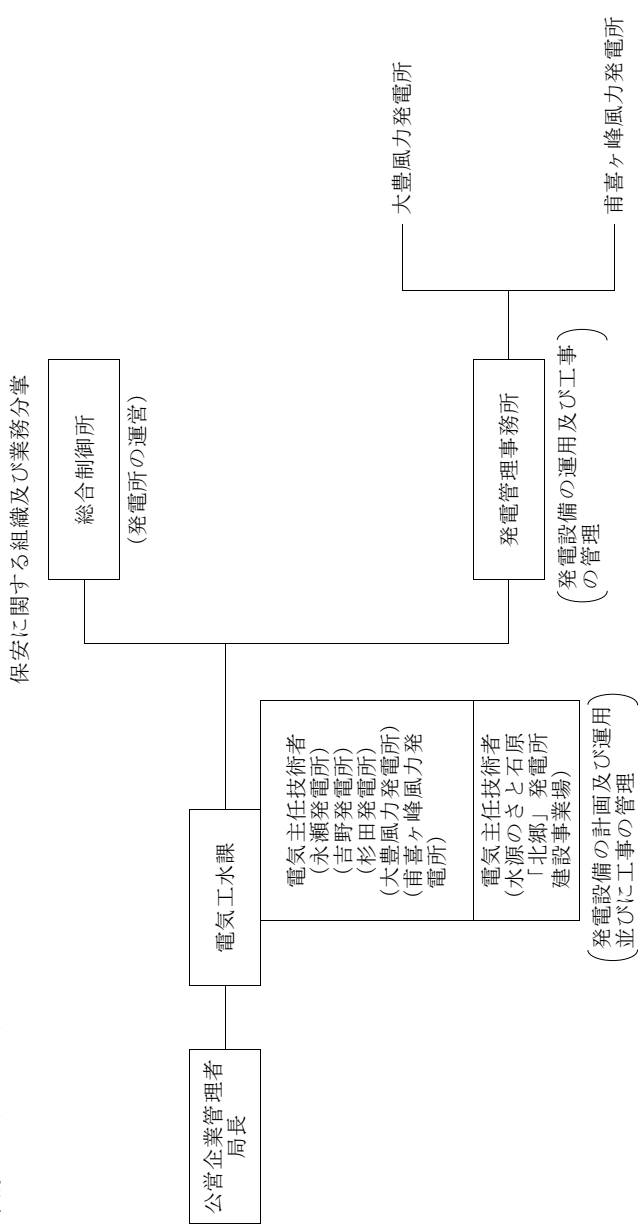
**高知県公営企業局風力発電設備保安規程の一部を改正する規程**

高知県公営企業局風力発電設備保安規程（平成7年高知県企業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「責任」を「責任を」に改める。

別表第2を次のように改める。

**別表第2**（第5条、第6条関係）



注  は、保安組織を示す。

**附 則**  
この規程は、平成28年9月12日から施行する。